

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業
設計施工一括契約書（案）

- 1 業務名 三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業
- 2 事業場所 兵庫県三木市本町二丁目2番10号
- 3 履行期間 三木市議会の議決があった日から令和●（20●●）年●月●日まで
- 4 契約金額 ●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●円）
- 5 契約保証金 ●円
- 6 前払金 ●円
- 7 部分払の請求回数 ●回以内
- 8 建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3に定める記載事項別紙2のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な設計施工一括契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約書は仮契約として締結し、この契約書の締結についての三木市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。ただし、上記三木市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効とする。下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

受注者は、別紙4の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して受任し、また、請け負うものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、発注者及び受注者を代表して●●が各自1通を保有し、●●以外の受注者はその写しを保有する。

令和8（2026）年[6]月●日

〔兵庫県三木市上の丸町10番30号〕

発注者 三木市

代表者 市長 〔仲田一彦〕 印

受注者 ●●共同企業体

代表企業

住所

名称

代表者

共同企業体構成員

住所

名称

代表者

三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業設計施工一括契約約款

目次

第1条（総則）	5
第2条（関連工事の調整）	5
第3条（契約金額内訳書及び業務工程表）	6
第4条（契約の保証）	6
第5条（権利義務の譲渡等）	6
第6条（著作権の譲渡等）	6
第7条（特許権等の使用）	7
第8条（意匠の実施の承諾等）	7
第9条（委任又は下請負）	8
第10条（下請負人等の選定）	8
第11条（受注者の契約の相手方となる下請負人等の健康保険等加入義務等）	8
第12条（監督員）	8
第13条（業務実施体制）	8
第14条（近隣対応）	9
第15条（土地への立入り）	9
第16条（履行報告）	9
第17条（工事監理）	9
第18条（業務関係者に関する措置請求）	10
第19条（設計業務に係る検査、提出及び確認）	10
第20条（要求水準書等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務）	10
第21条（建設リサイクル法）	10
第22条（工事材料の品質及び検査等）	10
第23条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	11
第24条（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）	11
第25条（工事用地の確保等）	12
第26条（要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	12
第27条（条件変更等）	12
第28条（要求水準書等及び設計図書の変更）	13
第29条（本業務の中止）	13
第30条（本業務等に係る受注者の提案）	14
第31条（著しく短い履行期間の禁止）	14
第32条（受注者の請求による履行期間の延長）	14
第33条（発注者の請求による履行期間の短縮等）	14
第34条（履行期間の変更方法）	14
第35条（契約金額の変更方法等）	14
第36条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）	14
第37条（臨機の措置）	15
第38条（一般的損害）	15
第39条（第三者に及ぼした損害）	15
第40条（不可抗力による損害）	16
第41条（法令変更）	16
第42条（契約金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更）	17
第43条（検査及び引渡し）	17
第44条（契約金額の支払い）	18
第45条（部分使用）	18

第46条（前金払）	18
第47条（保証契約の変更）	19
第48条（前払金の使用等）	19
第49条（部分払）	19
第50条（部分引渡し）	19
第51条（債務負担行為に係る契約の特則）	20
第52条（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）	20
第53条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	20
第54条（第三者による代理受領）	21
第55条（前払金等の不払に対する業務中止）	21
第56条（契約不適合責任）	21
第57条（発注者の任意解除権）	21
第58条（発注者の催告による解除権）	22
第59条（発注者の催告によらない解除権）	22
第60条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	23
第61条（談合その他不正行為による発注者の解除権）	23
第62条（公共工事履行保証証券による保証の請求）	23
第63条（受注者の催告による解除権）	24
第64条（受注者の催告によらない解除権）	24
第65条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	24
第66条（解除に伴う措置）	24
第67条（発注者の損害賠償請求等）	25
第68条（談合等の不正行為に係る損害の賠償）	26
第69条（受注者の損害賠償請求等）	26
第70条（契約不適合責任期間等）	26
第71条（賠償の予定）	27
第72条（保険等）	27
第73条（賠償金等の徴収）	28
第74条（自由提案業務の実施）	28
第75条（あっせん又は調停）	28
第76条（仲裁）	28
第77条（情報通信の技術を利用する方法）	28
第78条（補則）	28
別紙1	30
別紙2	33
別紙3	34
別紙4	35

第1条（総則）

1. 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（本契約書、要求水準書等及び設計図書を内容とする設計施工一括契約を以下「本契約」という。）を履行しなければならない。
2. 本契約における用語の定義は、特に本契約で定義されている用語を除き、別紙1の定義集のとおりとする。
3. 本契約及び要求水準書等の各書類との間に齟齬がある場合、基本協定、本契約、募集要項、要求水準書、募集要項等に対する質問及び回答書並びに提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。
4. 受注者は、本業務を履行期間内にそれぞれ履行し、本業務の目的物（設計業務により作成される埋蔵文化財発掘調査業務報告書、設計図書及び建設業務による新規複合施設を含み、以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該各業務（埋蔵文化財発掘調査業務を除く。）の履行に係る契約金額を支払うものとし、埋蔵文化財発掘調査業務の履行に係る費用として発注者が決定した金額を支払うものとする。
5. 受注者の全構成員は、本契約に関する債務を発注者に対して連帯して負うものとする。ただし、設計業務、建設業務、工事監理業務及び什器備品設置業務は、それぞれ設計業務を行う構成員、建設業務を行う構成員、工事監理業務を行う構成員、什器備品設置業務を行う構成員がそれぞれ履行することを原則とする。
6. 調査、設計、解体、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
7. 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
8. 本契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、申入れ及び解除は、書面により行わなければならない。
9. 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
10. 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
11. 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
12. 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
13. 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
14. 本契約に係る訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
15. 発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の統括責任者に対して行うものとし、発注者が当該統括責任者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該統括責任者を通じて行わなければならない。
16. 受注者による本業務の実施その他本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、受注者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本業務の実施その他本契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、受注者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。ただし、発注者が取得又は維持すべき許認可及び発注者が提出すべき届出はこの限りでない。
17. 本業務の実施に関する一切の費用は、本契約に特段の規定がある場合を除き、すべて受注者が負担する。本業務に関する受注者の資金調達は、すべて受注者の責任において行う。
18. 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、兵庫県個人情報の保護に関する法律施行条例（兵庫県条例第44号）及び三木市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第24号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2条（関連工事の調整）

発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事（新規複合に隣接するリバーサイドパークのリニューアル工事を含むが、これに限られない。）が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条（契約金額内訳書及び業務工程表）

1. 受注者は、要求水準書等に基づいて、埋蔵文化財発掘調査業務着手に先立ち調査計画書及び調査費用の見積書を、解体設計業務及び新規複合施設設計業務着手に先立ち詳細工程表を含む設計業務計画書を、解体対象施設の解体の着工に先立ち、詳細工程表及び解体業務計画書を、新規複合施設の着工に先立ち契約金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び詳細工程表、建設業務計画書、年度建設業務計画書を含む施工計画書を、また、要求水準書等に定める期限までにその他の工程表・計画書等（工事監理業務計画書を含み、調査計画書、設計業務計画書及び施工計画書とあわせて、以下「業務工程表」と総称する。）をそれぞれ作成し、発注者に提出し、要求水準書等に定めるところに従いその確認又は承認を受けなければならない。
2. 受注者は、本契約を変更する場合においては、変更後の業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
3. 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第4条（契約の保証）

1. 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約を付したものに限る。）の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
3. 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第67条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
4. 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
5. 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条（権利義務の譲渡等）

1. 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第22条第2項の規定による検査に合格したもの及び第49条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条（著作権の帰属等）

1. 成果物又は成果物を利用して完成した建築物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利(以下「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従うものとする。
2. 成果物又は建築物が著作物又は建築の著作物に該当する場合、発注者は、裁量によりかかる著作物を利用する権利を有するものとし、受注者が著作権等を有する場合は、発注者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
 - (1) 成果物を利用して建築物を一棟(成果物が二以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき一棟ずつ)完成すること。
 - (2) 前号の目的及び建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
3. 受注者が著作権等を有する場合、受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる建築物の利用を許諾する。
 - (1) 建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (2) 建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。
4. 受注者は、発注者に対し、著作物に該当するか否かにかかわらず、成果物又は建築物の内容を、著作者名を表示することなく、自由に公表することを許諾する。
5. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は建築物の内容を公表すること。
 - (2) 建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
6. 受注者は、前二項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
7. 受注者は、成果物又は建築物に係る著作権法第二章及び第三章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
8. 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
9. 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第7条(特許権等の使用)

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第8条(意匠の実施の承諾等)

1. 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物(以下「本構造物等」という。)に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
2. 受注者は、本構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

第9条（委任又は下請負）

1. 受注者は、本業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。
2. 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
3. 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

第10条（下請負人等の選定）

1. 受注者は、下請契約又は再委託契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三木市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は建築資材を製造する工場を有する者の中から選定するように努めなければならない。
2. 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を三木市内の業者の中から選定するように努めなければならない。

第11条（受注者の契約の相手方となる下請負人等の健康保険等加入義務等）

受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）又は再委託契約の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

第12条（監督員）

1. 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
2. 監督員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行についての受注者又は受注者の統括管理技術者、現場代理人若しくは管理技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 本契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他本契約の履行状況の調査
 - (4) 要求水準書等及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (5) 要求水準書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
3. 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
4. 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
5. 発注者が監督員を置いたときは、本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
6. 発注者が監督員を置かないときは、本契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第13条（業務実施体制）

1. 受注者は、本業務全般を総合的に管理し、発注者との協議責任者となる統括責任者を定め、経歴書を添付の上書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得なければならない。その者を

変更したときも同様とする。

2. 受注者は、本業務の実施期間中、要求水準書等に従い、各本業務に関し、業務責任者及び業務担当者の設置その他必要な人員を配置するものとする。
3. 受注者は、各本業務の開始前までに各業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得なければならない。その者を変更したときも同様とする。
4. 統括責任者は、監理技術者、現場代理人及び主任技術者等を統括し、本業務の推進及び相互調整を行うものとする。
5. 統括責任者は、本契約の履行に関し、本契約に基づく本業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。ただし、現場代理人は、統括責任者に代わり、本契約の履行に関し、建設業務に係る受注者の権限（契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限は除く。）を行使することができる。
6. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。また、受注者は、前項ただし書きに基づき統括責任者に代わり現場代理人が権限を行使しようとするものがあるときは、統括責任者をしてあらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第14条（近隣対応）

1. 受注者は、本業務の開始に先立って、自らの責任及び費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他本業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、発注者に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。
2. 受注者は、本事業の実施にあたり必要となる地元関係者との調整・交渉等を、行うものとし、発注者はこれに協力する。
3. 発注者は、発注者が要求水準書等において受注者に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、本業務に係る増加費用を生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。
4. 前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する本業務に係る増加費用については、受注者が負担するものとする。

第15条（土地への立入り）

受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、受注者がその承諾を得るものとし、発注者はこれに協力する。

第16条（履行報告）

1. 受注者は、設計業務に関し、要求水準書等に定めるところにより、基本設計及び実施設計それぞれの業務の終了時に、設計図書を作成し、発注者に提出して、発注者の承認を得なければならない。
2. 受注者は、建築確認の申請前に発注者に対して計画内容の説明を行い、申請後に各種の申請書類の写しを発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、本業務の実施状況等に関して、要求水準書等に基づき業務状況報告書を各事業年度の終了後30日以内に、統括責任者を通じて発注者に提出して、発注者の確認を得なければならない。
4. 受注者は、前各項に定めるほか、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、本契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第17条（工事監理）

1. 受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めに従い、新規複合施設に係る工事着工の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりに実施されているか確認させなければならない。

2. 受注者は、工事監理者をして、新規複合施設に係る建設工事着手前に工事監理概要書を発注者に提出させ、発注者の確認を得させなければならない。
3. 受注者は、工事監理者をして、発注者があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

第18条（業務関係者に関する措置請求）

1. 発注者は、統括責任者、業務責任者又は業務担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督員は、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3. 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
4. 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
5. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第19条（設計業務に係る検査、提出及び確認）

1. 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、設計業務の完了届及び成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前二項の規定を準用する。

第20条（要求水準書等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務）

受注者は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第21条（建設リサイクル法）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第13条第1項に基づく事項は、別紙3のとおりとする。

第22条（工事材料の品質及び検査等）

1. 工事材料の品質については、要求水準書等及び設計図書に定めるところによる。要求水準書等及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。
2. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3. 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じな

なければならない。

4. 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
5. 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第23条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

1. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
2. 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
3. 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて要求水準書等及び設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
4. 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
5. 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
6. 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第24条（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）

1. 発注者が受注者に設計業務のために貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに建設業務等のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等及び設計図書に定めるところによる。
2. 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しにあたっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4. 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5. 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6. 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸

- 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7. 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 8. 受注者は、設計貸与品等、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 9. 受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等及び設計図書の変更等によって不用となった設計貸与品等、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
 10. 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 11. 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第25条（工事用地の確保等）

1. 発注者は、新規複合施設用地を受注者が本業務の実施上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。発注者は、現状有姿にて新規複合施設用地を受注者に引き渡すものとし、新規複合施設用地に関する一切の契約不適合に係る責任を負担しない。ただし、地中埋設物、土壤汚染等の契約不適合で要求水準書等から合理的に予見することができないものに起因して受注者に直接生じた合理的な増加費用は発注者が負担する。
2. 受注者は、確保された新規複合施設用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、要求水準書等の変更等によって新規複合施設用地が不用となった場合において、当該新規複合施設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該新規複合施設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は新規複合施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、新規複合施設用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第26条（要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

1. 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
2. 監督員は、受注者が第22条第2項又は第23条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3. 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4. 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第27条（条件変更等）

1. 受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、そ

の旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等及び設計図書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 4. 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者が協議して発注者が行う。
 5. 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第28条（要求水準書等及び設計図書の変更）

1. 発注者は、本契約締結後に要求水準書に記載の要求水準の変更事由により要求水準書等の内容の変更の必要が生じたときは、受注者に事前に通知した上で、要求水準書等を変更することができる。
2. 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。
3. 前二項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第29条（本業務の中止）

1. 新規複合施設用地の確保ができない若しくは第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは作業現場若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、本業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、当該各業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前二項の規定により本業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該各業務の続行に備え作業現場

及び工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第30条（本業務等に係る受注者の提案）

1. 受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。
2. 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。

第31条（著しく短い履行期間の禁止）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第32条（受注者の請求による履行期間の延長）

1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、埋蔵文化財発掘調査業務により発掘された文化財の対応その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第33条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

1. 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
2. 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第34条（履行期間の変更方法）

1. 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更理由が生じた日（第32条の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第35条（契約金額の変更方法等）

1. 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3. 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第36条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

1. 発注者又は受注者は、（1）新複合施設の建設の着工した場合において、一般財団法人建設物価調査会が公表する〔2026年2月〕の建築費指数と着工した日の属する月の建築費指数を比較し、1000分の15を超える変動があるとき、又は（2）新複合施設の建設の着工日から12月を経過した場合において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
2. 発注者又は受注者は、前項（1）の規定による請求があったときは、要求水準書別紙19〔第4項第（2）号1）②a（a）〕に定める計算式に従い、前項（2）の規定による請求があったときは、変動前残代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
3. 前項に規定する変動前残代金額及び変動後残代金額は、要求水準書別紙19に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
4. 第1項（2）の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「新複合施設の建設の着工日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
5. 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
7. 前二項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
8. 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第37条（臨機の措置）

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
3. 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4. 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第38条（一般的損害）

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第40条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第39条（第三者に及ぼした損害）

1. 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、発注者が負担する。
2. 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
3. 前二項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

第40条（不可抗力による損害）

1. 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
4. 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第22条第2項、第23条第1項若しくは第2項又は第49条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
5. 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
6. 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第41条（法令変更）

1. 受注者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより本契約に係る自らの義務の履

行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。かかる法令等の変更により、本業務の内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、履行期間の変更につき協議する。

2. 受注者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本業務の履行に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。かかる協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
(1) 法制度に関するもの		
ア 本事業のみを直接の対象とする法令、法制度の新設・変更	100%	0%
イ ア以外の法制度の新設・変更	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
ア 契約金額の支払いに係る消費税及び地方消費税の変更	100%	0%
イ ア以外の税制度の新設・変更	0%	100%

3. 発注者が支払う契約金額に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
4. 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本契約を解除することができる。

第42条（契約金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更）

1. 発注者は、本契約の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第43条（検査及び引渡し）

1. 受注者は、要求水準書等に従い、解体対象施設の解体工事を実施し、解体が完成したときは、速やかに発注者の確認を受けるものとする。
2. 受注者は、新規複合施設の工事を完成したときは、要求水準書等に従い、速やかに自らの責任及び費用において建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準書等に示された内容が満たされていることを確認する竣工検査を実施し、その旨を発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、前項に基づく通知後、要求水準書等に従い什器備品等の設置を完了し、完了後速やかに、要求水準書等に従って市に竣工確認検査の申入れをしなければならない。
4. 発注者は、前項の規定による竣工確認検査の申入れを受けたときは、当該申入れを受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
5. 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の途中において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、新規複合施設の工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受

注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

6. 前二項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
7. 受注者は、第4項の検査によって工事の完成の確認を受けた後、令和●年●月末日までに、工事目的物を発注者に引き渡さなければならない。
8. 発注者は、第4項の検査による工事目的物の完成確認後、工事目的物の引渡しを受けた場合には、契約金額を受注者に対して支払うものとする。
9. 受注者は、工事が第4項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして第2項から第4項まで並びに第6項及び第8項までの規定を適用する。

第44条（契約金額の支払い）

1. 受注者は、前条第3項（同条第9項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格し、同条第6項の要件を満たす場合には、契約金額の支払いを請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約金額を支払わなければならない。
3. 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第4項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第45条（部分使用）

1. 発注者は、第43条第7項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
2. 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
3. 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第46条（前金払）

1. 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の新規複合施設の引渡しの時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
2. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
3. 受注者は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
4. 受注者は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5を超えるとときは、受注者は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第49条又は第50条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
5. 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
6. 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止等

法」という。)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第47条 (保証契約の変更)

1. 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
2. 受注者は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
3. 受注者は、前払金額額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第48条 (前払金の使用等)

受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

第49条 (部分払)

1. 受注者は、設計業務の完了後、かつ新規複合施設の工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第22条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
2. 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
3. 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
4. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
5. 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
6. 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 $\leq$ 第1項の契約金額相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$
7. 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となつた契約金額相当額を控除した額」とするものとする。

第50条 (部分引渡し)

1. 工事目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第43条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第8項及び第44条中「契約金額」

とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2. 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第44条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額の額

= 指定部分に相応する契約金額の額 × (1 - 前払金額 / 契約金額の額)

第51条（債務負担行為に係る契約の特則）

1. 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

●年度

●年度

●年度

●円

●円

●円

2. 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

第52条（債務負担行為に係る契約の前払金の特則）

1. 債務負担行為に係る契約の前払金については、第46条中「契約書記載の新規複合施設の引渡しの時期」とあるのは「契約書記載の新規複合施設の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第47条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
2. 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第46条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
3. 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第46条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。
4. 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第46条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
5. 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第47条第3項の規定を準用する。

第53条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

1. 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
2. 前項の場合において、第52条第1項の規定による読み替え後の第46条第3項の規定により中間前払金払を選択した場合においては、受注者は、当該会計年度末に部分払を請求することができる。
3. 本契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第49条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × 9 / 10 - { (前払金額)

× 出来高金額 / 支払限度額 } - 既部分払額

4. 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

●年度
●年度
●年度

●回
●回
●回

第54条（第三者による代理受領）

1. 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
2. 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条（第50条において準用する場合を含む。）又は第49条の規定に基づく支払いをしなければならない。

第55条（前払金等の不払に対する業務中止）

1. 受注者は、発注者が第46条、第49条又は第50条において準用される第44条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定により受注者が本業務を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が当該業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第56条（契約不適合責任）

1. 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引き渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に新規複合施設について要求水準書等の未達が発生した場合において、当該未達が発生した原因が、契約不適合によるのか又は維持管理企業の維持管理業務委託契約の義務の不履行によるのか判別できない場合には、契約不適合があったものとみなす。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第57条（発注者の任意解除権）

1. 発注者は、新規複合施設の工事が完成するまでの間は、次条又は第59条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。
2. 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、

その損害を賠償しなければならない。

第58条（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても当該各業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第13条第2項に定める必要な人員を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第56条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

第59条（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) 本契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- (9) 第63条又は第64条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約又は建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第60条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第61条（談合その他不正行為による発注者の解除権）

発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) 本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

第62条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

1. 第4条第1項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第58条各号又は第59条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
2. 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、本契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 契約金額債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約金額として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他本契約に係る一切の権利及び義務（第39条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
3. 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
4. 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第63条（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第64条（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第28条の規定により要求水準書等又は設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定による本業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第65条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第63条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第66条（解除に伴う措置）

1. 発注者は、本契約が新規複合施設の工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
2. 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3. 第1項の場合において、第46条（第52条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額の額（第49条及び第53条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第59条、第60条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第58条、第63条又は第64条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
4. 受注者は、本契約が新規複合施設の工事の完成前に解除された場合において、支給材料がある

ときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5. 受注者は、本契約が新規複合施設の工事の完成前に解除された場合において、設計貸与品等又は貸与品があるときは、当該設計貸与品等又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与品等又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
6. 受注者は、本契約が新規複合施設の工事の完成前に解除された場合において、新規複合施設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、新規複合施設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
7. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は新規複合施設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、新規複合施設用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
8. 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第59条、第60条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第58条、第63条又は第64条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
9. 新規複合施設の工事の完成後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第67条（発注者の損害賠償請求等）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に本業務を完成することができないとき。
 - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第59条又は第60条の規定により、工事目的物の完成後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第59条又は第60条の規定により工事目的物の完成前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3. 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
4. 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
5. 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部

分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

6. 第2項の場合（第60条第8号及び第10号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第68条（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

1. 本契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、第62条各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約の契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
2. 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
3. 受注者が前二項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第69条（受注者の損害賠償請求等）

1. 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第63条又は第64条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2. 第44条第2項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を発注者に請求することができる。

第70条（契約不適合責任期間等）

1. 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第43条第7項（第50条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2. 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
3. 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
4. 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
5. 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
6. 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
8. 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
9. 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第71条（賠償の予定）

1. 受注者が、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。新規複合施設の工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定手続（見積書の提出も含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2. 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

第72条（保険等）

1. 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等について要求水準書別紙20に定めるところにより建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第73条（賠償金等の徴収）

1. 受注者が、本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。
2. 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
3. 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

第74条（自由提案業務の実施）

1. 受注者は、要求水準書等に従い、新規複合施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自由提案業務のために必要な自由提案施設を設計し、施工することができるものとする。
2. 受注者は、自由提案施設を設計し、施工する場合は、発注者に対して企画提案を報告し、事前に発注者の確認を受けなくてはならない。その際、発注者と受注者は必要に応じて協議を行うものとする。
3. 発注者は、自由提案施設の設計及び施工を実施するにあたって、別途の自由提案業務の実施条件等を定めることができるものとする。

第75条（あっせん又は調停）

1. 本契約の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会で発注者と受注者とが協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第18条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第76条（仲裁）

発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第77条（情報通信の技術を利用する方法）

第1条第8項の規定にかかわらず、本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第78条（補則）

本契約に定めのない事項については、基本協定の定めるところに従い、基本協定に定めがない事項については関係法令及び三木市契約規則（平成4年規則第9号）によるほか、必

要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[以下余白]

定義集

「維持管理業務」とは、要求水準書第5章に規定された業務をいう。

「維持管理企業」とは、維持管理業務委託契約に基づき、共同企業体により公共施設の維持管理業務を行う事業者をいう。

「維持管理業務委託契約」とは、発注者と維持管理企業が締結する予定の三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業維持管理業務委託契約をいう。

「維持管理期間」とは、[維持管理業務委託契約に定める●●日]から●年●月●日をいう。

「解体業務」とは、要求水準書第3章に規定された業務をいう。

「解体設計業務」とは、要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「解体対象施設」とは、●●をいう。

「基本協定」とは、発注者と●●が締結した令和8（2026）年[6]月●日付三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業基本協定書をいう。

「基本設計」とは、要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「基本設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計・建設企業が基本設計上作成する設計図書をいう。

「共用部」とは、新規複合施設のうちの共用部をいう。

「建設企業」とは、●●をいう。

「建設業務」とは、解体業務、建築工事業務及び什器備品設置業務を含む要求水準書第3章に規定された業務をいう。

「建設業務等」とは、工事監理業務及び建設業務を総称していう。

「公共施設」とは、新規複合施設のうち、コミュニティセンター部分及び共用部のうちコミュニティセンターの持分に対応するものを総称していう。

「工事監理業務」とは、要求水準書第4章に規定された業務をいう。

「工事監理企業」とは、●をいう。

「構成員」とは、代表企業、●●及び●●を個別に又は総称していう。

「コミュニティセンター」とは、新規複合施設のうち[既存の4つの公共施設（中央公民館・市民活動センター・高齢者福祉センター・まなびの郷みずほ）を再編し整備された後の施設の区分所有建物の専有部分]をいう。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「新規複合施設」とは、本事業で整備する三木市本町2丁目2番10号の土地に所在する区分所有建物たる複合施設をいう。

「新規複合施設用地」とは、要求水準書第1章に規定された新規複合施設の建設敷地をいう。

「設計施工一括契約」とは、発注者と設計・建設企業が締結した令和[8]（20[26]）年●月●日付三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業設計施工一括契約書をいう。

「実施設計」とは、要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「実施設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計・建設企業が実施設計上作成する設計図書をいう。

「什器備品設置業務」とは、要求水準書第3章第（5）項に規定された業務をいう。

〔「自由提案施設」とは、本事業に付帯する事業として、事業者が自らの提案で民間収益事業を行うための施設をいう。〕

〔「自由提案施設企業」とは、〔自由提案施設の〔整備・〕運営を行う企業をいう。〕

〔「自由提案業務」とは、提案書類に〔自由提案として〕規定された業務をいう。〕

「新規複合施設設計業務」とは、要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「設計企業」とは、●●をいう。

「設計業務」とは、解体設計業務、新規複合施設設計業務及び埋蔵文化財発掘調査業務を含む要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「設計・建設企業」とは、設計企業、建設企業及び工事監理企業で構成された共同企業体をいう。

「設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計・建設企業が作成した基本設計図書及び実施設計図書その他の新規複合施設についての設計に関する図書をいう。

「専有部」とは、新規複合施設の専有部をいう。

「代表企業」とは、●●をいう。

「提案書類」とは、受注者が本事業に係る公募手続において発注者に提出した応募提案、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が基本協定締結までに発注者に提出した一切の書類をいう。

「特定事業契約」とは、設計施工一括契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者及び受注者の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、施設利用者の増減及び法令等の変更は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、特定事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「募集要項」とは、本事業に関し公表された募集要項及び募集要項の添付資料並びに付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「募集要項等に対する質問及び回答書」とは、募集要項及び要求水準書（それぞれ案を含む。）の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して発注者が公表した発注者の回答を記載した書面をいう。

「本業務」とは、設計業務、建設業務及び工事監理業務をいう。

「本事業」とは、三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業をいう。

「埋蔵文化財発掘調査業務」とは、要求水準書第2章に規定された業務をいう。

「要求水準書」とは、発注者が本事業に関し募集要項とともに公表された三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「要求水準書等」とは、募集要項、要求水準書、募集要項等に対する質問及び回答書並びに提案書類を総称していう。

「履行期間」とは、令和[8]（20[26]）年●月●日から●（20●●）年●月●日をいう。

件名

1	対象となる建築物の概要	契約書のとおり
2	業務の種類、内容及び方法	契約書のとおり
3	設計又は工事監理の実施期間	契約書のとおり
4	契約金額及び支払時期	契約書のとおり
5	契約解除に関する事項	契約書のとおり
6	(設計業務の場合) 作成する設計図書の種類 (工事監理業務の場合) 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法	契約書のとおり

7	設計・工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：（ ）建築士	【登録番号】
(建築設備の設計・工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：建築設備士	【登録番号】

8	建築士事務所	
名称		
所在地		
区分（一級、二級、木造）		（ ）級建築事務所
開設者氏名		（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

9	業務の一部委託先	
	受託者の氏名又は名称	
	当該受託者に係る建築士事務所の 名称及び所在地	名称 所在地
	一部委託する業務概要	

(注) 欄が不足する場合には適宜増やして記載すること。

別紙3

建設リサイクル法関連

- (1) 解体工事に要する費用
● 円（税込）
- (2) 再資源化等に要する費用
● 円（税込）
- (3) 分別解体等の方法
●
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

共同企業体協定書

第1条（目的）

当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 三木市発注に係る三木市中央公民館等複合施設整備・維持管理事業の設計業務及び建設業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

第2条（名称）

当共同企業体は、●●共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

第3条（事務所の所在地）

当企業体は、事務所を●●に置く。

第4条（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、本業務に係る設計施工一括契約の履行後●ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
2. 本業務を受任し、また、請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る設計施工一括契約が締結された日に解散するものとする。

第5条（構成員の所在地、商号又は名称）

当企業体の構成員は次のとおりとする。

- 県●●市●●町●●番地
- 設計株式会社
- 県●●市●●町●●番地
- 建設株式会社

第6条（代表者の名称）

当企業体は、●●を代表者とする。

第7条（代表者の権限）

当企業体の代表者は、本業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条（分担業務額）

1. 各構成員と本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

設計業務	●●設計株式会社
建設業務	●●建設株式会社
2. 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

第9条（運営委員会）

当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の完了にあたるものとする。

第10条（構成員の責任）

各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、設計施工一括契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

第11条（取引金融機関）

当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条（構成員の必要経費の分配）

構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

第13条（共通費用の分担）

本件業務実施中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

第14条（構成員の相互間の責任の分担）

1. 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
2. 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
3. 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
4. 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

第15条（権利義務の譲渡の制限）

本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

第16条（途中における構成員の脱退）

構成員は、当企業体が本件業務を完了するまでは、脱退することができない。

第17条（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

1. 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。
2. 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

第18条（解散後の契約不適合責任）

当企業体が解散した後においても、本件業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条（協定書に定めのない事項）

本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[以下余白]

●●及び●●者は、上記のとおり●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、三木市長に1部提出するものとする。

令和●年●月●日

住所

●●設計株式会社

代表取締役

印

住所

●●建設株式会社

代表取締役

印